

薬価の改定について

平成 26 年 6 月
(一社) 日本医薬品卸売業連合会

経済財政諮問会議において、現在、「経済財政運営の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)の策定に向けた議論が行われておりますが、民間議員の提言や財政制度等審議会の報告の中では「薬価の毎年改定」が取り上げられています。

当連合会は、以下の理由により、2年ごとに薬価改定を実施する現行ルールを変更し、薬価を毎年改定することについては断固反対します。

1. 毎年改定は、多大なコストを要し、卸売業関係者に過大な負担を強いるものです。

薬価改定に伴うコストは、利益率の低い卸にとって極めて重い負担になっています。(取引条件変更作業、価格交渉作業等のコストがかかります。)

2. 薬価は市場実勢価格の調査によって決定されますが、毎年、薬価が引き下げられることになれば、薬価が更に下がることを見越して価格交渉が行われるおそれがあり、マーケットメカニズムを歪めかねません。

3. 流通改善の取組が大幅には進展せず、薬価調査の信頼性が十分確保されているとはいえない現状において、毎年改定を行うことは適当ではありません。

4. 薬価改定は、診療報酬改定と同時に行うべきです。

公的医療保険制度の中で、公定価格である診療報酬と薬価は、包括医療費支払制度(DPC)の普及などを踏まえると不即不離の関係にあり、連動して同時に取り扱われるべきです。